

日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事

図面リスト		
機械設備		
図面番号	図面名称	縮尺
M-000	表紙・図面リスト	—
M-001	特記仕様書（1）	—
M-002	特記仕様書（2）	—
M-003	特記仕様書（3）	—
M-004	特記仕様書（4）	—
M-005	特記仕様書（5）	—
M-006	特記仕様書（6）	—
M-007	案内図・配置図	A1 1:500, A3 1:1000
M-008	空調設備 機器表	—
M-009	空調設備 1階平面図	A1 1:80, A3 1:160
M-010	空調設備 断面図	A1 1:20, A3 1:40
M-011	仮設計画図（参考）	A1 1:300, A3 1:600

(3) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。	(ウ) 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 (7) 再生資源利用計画書 受注者は、「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIIS」という。)により作成する。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事	(ガ) リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。 ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合 ④碎石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整碎石は除く) ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(N7(旧D)交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する) ⑥現場内で分別を行わない場合 (イ) 搬完了報告書(島しょにおける工事の場合)
(4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置については、次のとおりとする。 ・認めない。 ・認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙〇「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)及び監理技術者補佐の配置要件について」による。	(イ) 再生資源利用促進計画書 受注者はCOBRIISに必要なデータを入力して作成する。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事	(カ) マニフェスト等の提示 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト(紙)のうち、受注者が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。 (メ) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。 (ホ) リサイクル伝票の提示 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写してよい)を監督員に提示する。
1.1.3 工事の下請負(標準仕様書1.1.1.6) 一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(イ)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。	(タ) 建設発生土搬出のお知らせ 受注者は、本工事から建設発生土を100m以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」(東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式)を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。	受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト(紙)のうち、受注者が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。 (オ) 汚染土壤の処理 受注者は、本工事において汚染土壤の処理が必要となった場合は、「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。
1.1.4 工事実績情報の登録(標準仕様書1.1.1.7) 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)に登録する。	【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。	(カ) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。 (ハ) リサイクル伝票の提示 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写してよい)を監督員に提示する。
1.1.5 施工体割台帳等(標準仕様書1.1.1.10) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。	エ 建設リサイクル法に係る手続 受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)及び「建設リサイクル法書類作成等の手引(公共工事)」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引(公共工事)」(東京都)については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。	(タ) リサイクル証明書の提示 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写してよい)を監督員に提示する。
1.1.6 関連工事等の調整(標準仕様書1.1.1.11) 契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。	オ 有害物質のチェック 受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。	(イ) 建設副産物の処理は、次による。 ア 現場において再利用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。 (ツ) 建設発生土の再利用 埋戻し土及び盛土については、次による。
1.1.7 建設副産物の処理(標準仕様書1.1.1.16) (1) 建設副産物の取扱いは、次による。 ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」)(東京都)とする。以下同じ)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。	カ 工事情報の登録等 本工事は、COBRIISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRIISにデータの入力をを行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。 (問合せ先) 一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター(カスタマーセンター) 所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュー2階 電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520 https://www.recycle.jacic.or.jp E-mail recycle@jacic.or.jp	(イ) 建設副産物の処理は、次による。 ア 現場において再利用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。 (ツ) 建設発生土の再利用 埋戻し土及び盛土については、次による。 受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。 指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官統第309号、国營計第59号)によるものとする。 指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること(セット利用)を原則とする。 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 (オ) 現場で発生した建設発生土を使用する。 ア 次のストックヤードから、ストック土(第種建設発生土)を搬入する。 ストックヤード(区・市) 地先 ア 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。 なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と密に協議する。
(2) 工事概要等 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。	キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示 関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示する。	(メ) 建設工事(区・市) 地先 東京都建設発生土再利用センターからストック土(普通土)を搬入する。 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。 コンクリート塊を原料とした再生砂(RC-10等)を使用する。 なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。
(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、壳却量、工事間利用量、中間処理量(現場外搬出量)、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。	ケ リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。	(ハ) 建設廃棄物の現場内再利用 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。 ア コンクリート塊については、粒の大きさをmm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料に再利用する。 ブ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、チップ舗装堆肥・木杭に再利用する。 丙 発生するについては、に再利用する。 なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2機材の品質等(2)」による。
(5) 建設副産物等の運搬・処理業者 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。	(ホ) 再生資源利用実施書 受注者はCOBRIISに必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。	(オ) 建設廃棄物の現場内再利用 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。 ア コンクリート塊については、粒の大きさをmm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料に再利用する。 ブ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、チップ舗装堆肥・木杭に再利用する。 丙 発生するについては、に再利用する。 なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2機材の品質等(2)」による。
(6) 現場での分別 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンピング類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。	(カ) 解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名(建設業者名)、技術管理者氏名(主任技術者又は監理技術者氏名)、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。	(カ) 建設廃棄物の現場内再利用 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。 ア コンクリート塊については、粒の大きさをmm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料に再利用する。 ブ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、チップ舗装堆肥・木杭に再利用する。 丙 発生するについては、に再利用する。 なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2機材の品質等(2)」による。
(7) 解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名(建設業者名)、技術管理者氏名(主任技術者又は監理技術者氏名)、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。	(ク) 建設副産物等の手順 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンピング類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。	(ク) 建設廃棄物等の手順 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンピング類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

工事名	日野市東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-03	図名	機械設備工事 特記仕様書(3)
作成年月日			縮尺 A1: - A3: -
訂正年月日		監理 設計	日野市総務部建築部
			設計者 (有)ユーワ企画建築設計事務所 設計者 一級建築士 第201490号 長谷川勇

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

- (1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）
- (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 - ① 作成しない。
 - ・ 作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、部とする。
なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作者人格権を行使ないこと。
 - (3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

- (1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）
 - ア 屋外配管図
 - イ 各階平面図及び図示記号
 - ウ 主要機械室平面図及び断面図
 - エ 便所詳細図
 - オ 各種系統図
 - カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
 - キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図（監督員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。）
 - ク その他必要な図面
 - ・

- (2) 様式
しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版（CD-R）	3部
イ 見開製本（文字無し）（A2）	1部
イ 見開製本（文字入り）（A3）	1部
ウ しゅん功図	0部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 - ア 建物保全データ 電子データで2部
監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。

イ その他の保全に関する資料

- 予備品等引渡し通知書
 - 試験成績書
 - 官公署届出書類（副本）
 - 官公署届出書類の写し
 - 鍵・備品・工具リスト
 - 保証書
 - 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 - 機器完成図
- ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。
「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都財務局ホームページを参照する。
- (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。
 - ・ 「1.2.3 工事の記録等」（2）による写真帳
 - ・ 「1.6.1 完了時の提出図書」（2）によるしゅん功写真
 - ・ 「1.6.2 しゅん功図」（3）によるしゅん功図
 - ・ 「1.6.3 保全に関する資料」（1）による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
 - ・ 標準仕様書「1.1.1.10 施工体制台帳等」（1）による施工体制台帳及び施工体系図
 - ・ 標準仕様書「1.1.2.2 施工計画書」（1）による施工計画書
 - ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」（1）による工事報告書等
 - ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事の記録等」（2）による協議等記録
 - ・ 標準仕様書「1.1.2.4 工事記録等」（3）による試験等の記録
 - ・
 - ・
- 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき3部作成の上、2部監督員に提出し、1部は工事請負契約書第46条の第4項に定める契約不適合責任期間中、受注者が保管する。
- (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
 - ・ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
 - CADデータ著作者名 :
 - ・ 貸与しない。
- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。
電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。
なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。
JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2章 工事種目別特記事項

- (1) 総括仕様書で「特記による。」とされている事項は、次による。なお、各事項の番号、名称は、標準仕様書の該当項目を指す。

第2編 共通工事

第1章 一般共通事項

第2節 総合調整

2.1.2.2 総合調整

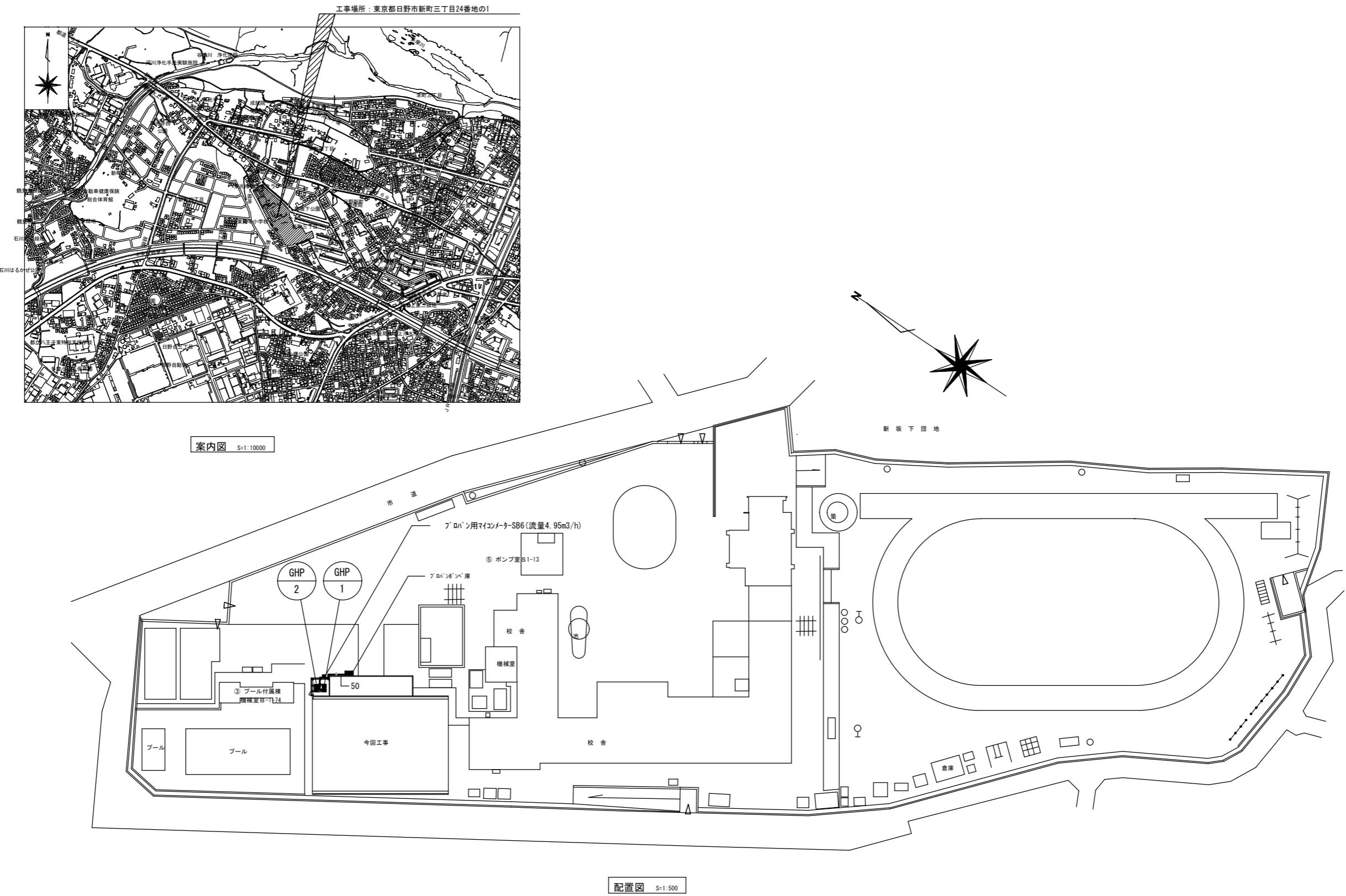
総合調整の項目は、次による。

- ・ 風量調整
- ④ 室内外空気の温度の測定
 - ・ 騒音の測定（屋内、屋外、敷地境界）
 - ・ 飲料水の水質の測定
 - ・ 雑用水の水質測定
 - ・ 水量調整

(2) その他特記事項は、次による。

メ カ リ ス ト (参 考)		
機器及び材料	製 造 業 者 名	下記または同等品以上とする
銅管	新日本製鐵、住友金属工業、川崎製鉄、日本銅管	
銅管継手	日本銅管、ダイドレ、リケン	
塩ビライニング銅管	新日本製鐵、川崎製鉄、住友金属工業、日本銅管、協成	
銅管	住友軽金属工業、古河金属、因幡電機産業、三菱マテリアル	
硬質塩ビ管・塩ビ糸	三菱樹脂、クボタ、タキロン、アロン化成	
耐火二層管	トーアトミジ、浅野スレート	
弁類	東洋バルブ、大和バルブ、キット、ババルブ	
衛生器具・水栓類	東陶機器、LIXIL	
排水金物・鋳鉄製品	伊藤鉄工、長谷川鋳工所、カネソウ	
ガス湯沸器	パーパス、ノーリツ、リンナイ	
電気温水器	日本イトミック、三菱電機、TOTO、細山熱器	
制気口・エアフィルター	空研工業、新晃工業、丸光、日本パイリーン、クラコ、ニッタ、日本無機	
パッケージ型エアコン ルームエアコン	日立グローバルソリューションズ、三菱電機、ダイキンHVACソリューション東京東芝キヤリア	
換気扇	三菱電機、パナソニックエコシステムズ、東芝キヤリア	
送風機	三菱電機、パナソニックエコシステムズ、東芝キヤリア	

工事名	日野市東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-06	図名	機械設備工事 特記仕様書（6）
作成年月日			縮 尺
訂正年月日			A1: - A3: -
監理	日野市総務部建築営繕課		
設計	(有)ユ一企画建築設計事務所 設計者 一級建築士 第201490号 長谷川勇		



工事名	日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-07	図名	案内図・配置図
作図	令和6年 10月 31日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	令和 年 月 日	設計	(有)ユ一企画建築設計事務所 長谷川 勇

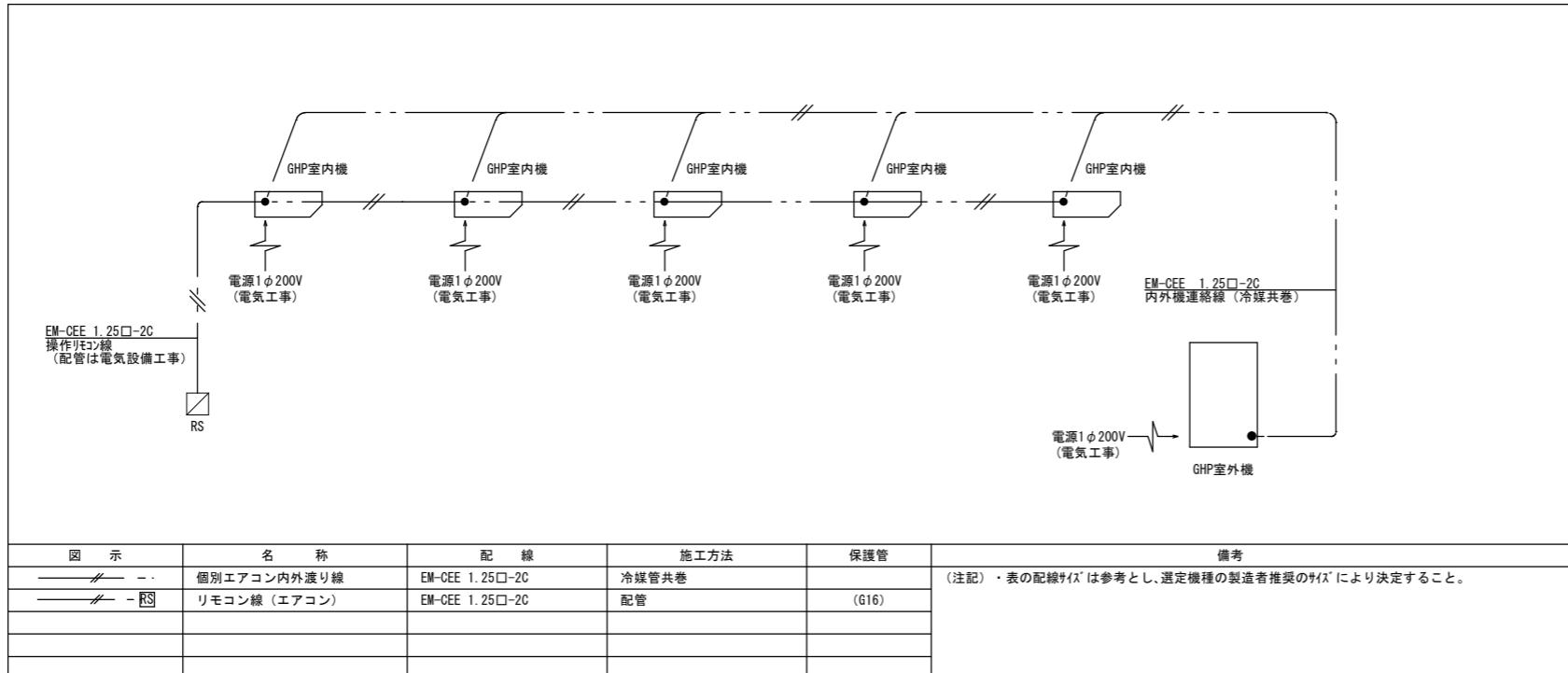
空調機器表

記号	機器名称	形式	台数 (組)	設置場所		冷房能力	暖房能力	室外ファン電動機			室内ファン電動機		冷媒管		リモコン	備考
				階数	室名			相	V	kW	室外機	室内機	液管	ガス管		
GHP-1	ガスメバーカージ形 空気調和機（室外機） 冷暖房兼用 P710形	冷暖切替型	1	1	屋外	71.0	80.0	1	200	0.75×2			15.9φ	28.6φ	1	防振架台、接続用標準部材一式 コンクリート基礎、フンス（建築工事） 参考型番：U-GH710U1（ナニウク産機システム）
GHP-1-1	ガスメバーカージ形 空気調和機（室内機） 冷暖房兼用 P140形	天井吊形 1方向	2	1	体育館	14.0	16.0	1	200		0.111×1	9.5φ	15.9φ			フィルターは2枚分割品とする。 防球ガード（建築工事） 参考型番：S-G140T1U1（ナニウク産機システム）
GHP-1-2	ガスメバーカージ形 空気調和機（室内機） 冷暖房兼用 P71形	壁掛形	6	1	体育館	7.1	8.0	1	200		0.054×1	9.5φ	15.9φ			フィルターは2枚分割品とする。 防球ガード（建築工事） 参考型番：S-G71KU1（ナニウク産機システム）
GHP-2	ガスメバーカージ形 空気調和機（室外機） 冷暖房兼用 P710形	冷暖切替型	1	1	屋外	71.0	80.0	1	200	0.75×2			15.9φ	28.6φ	1	防振架台、接続用標準部材一式 コンクリート基礎、フンス（建築工事） 参考型番：U-GH710U1D（ナニウク産機システム）
GHP-2-1	ガスメバーカージ形 空気調和機（室内機） 冷暖房兼用 P140形	天井吊形 1方向	2	1	体育館	14.0	16.0	1	200		0.111×1	9.5φ	15.9φ			フィルターは2枚分割品とする。 防球ガード（建築工事） 参考型番：S-G140T1U1（ナニウク産機システム）
GHP-2-2	ガスメバーカージ形 空気調和機（室内機） 冷暖房兼用 P71形	壁掛形	6	1	体育館	7.1	8.0	1	200		0.054×1	9.5φ	15.9φ			フィルターは2枚分割品とする。 防球ガード（建築工事） 参考型番：S-G71KU1（ナニウク産機システム）

注記

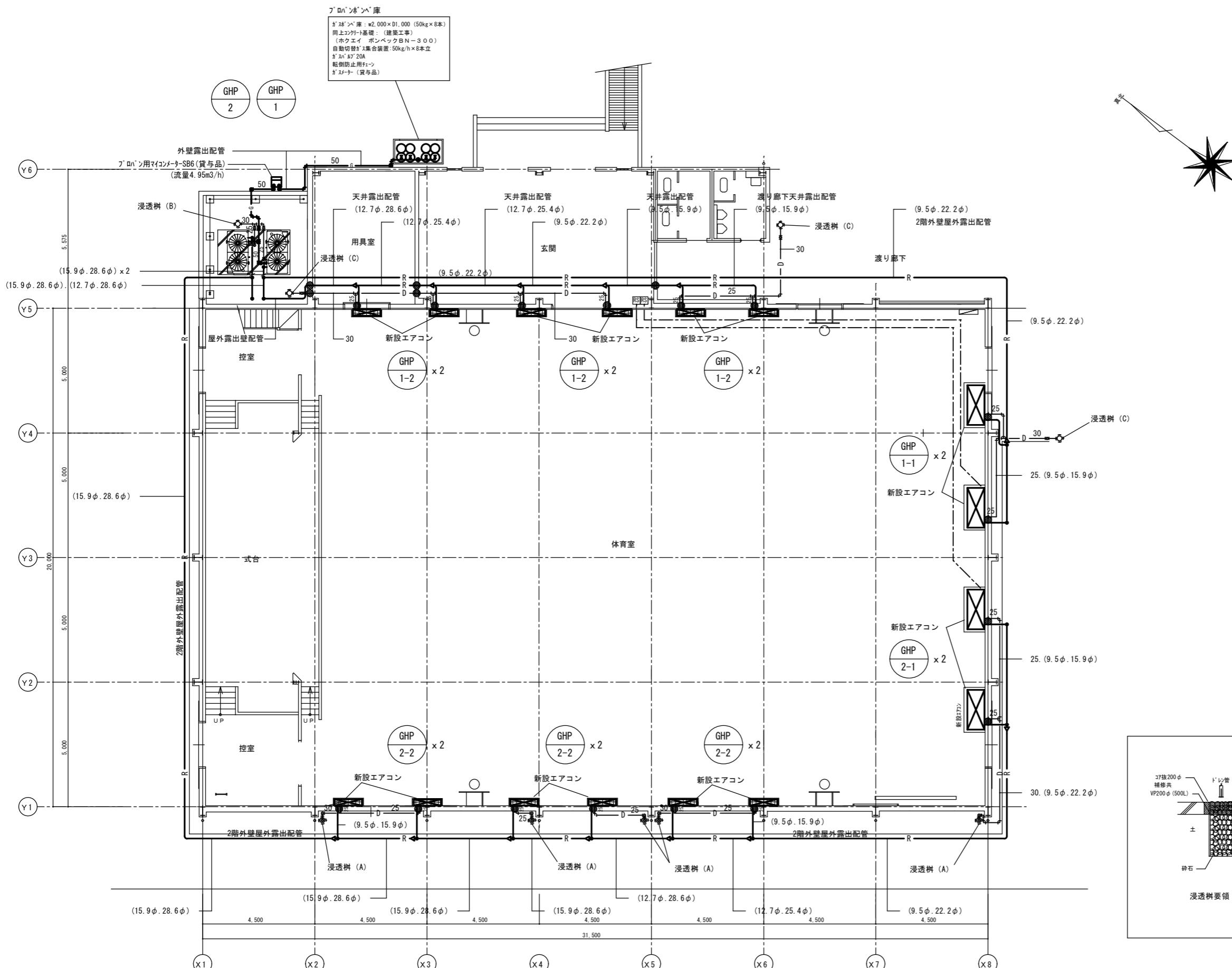
1. 冷暖房能力は、JIS B 8627による。
2. 空調機器は、ゲーリング購入法調達基準適合品とする。
3. 1,000H以上の屋外機は、転倒防止措置を施す。
4. 冷媒管の露出部分は、化粧カバー等の保護措置を施す。（屋内外とも）
5. リモコン取付、配線及び室内外連絡配線、リモコン配線用配線は本工事とし、それに伴う配管は電気設備工事とする。
6. 電気容量及び冷媒配管サイズは参考値とする。
7. 冷媒配管の横走管の吊及び振れ止め支持間隔は標準仕様書を参照する。

空調調和機配線工事



凡例	記号	液管	ガス管	備考	記号	液管	ガス管	備考	記号	備考
Ⓐ	9.5φ	15.9φ			Ⓑ	12.7φ	28.6φ			
Ⓑ	9.5φ	22.2φ			Ⓒ	15.9φ	28.6φ			
Ⓒ	12.7φ	25.4φ						●	貫通部を示す。	

工事名	日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-08	図名	空調設備 機器表
作図	令和年月日	監理	日野市総務部建築課
訂正	令和年月日	設計	（有）ユー企画建築設計事務所 長谷川 勇 一级建築士第201490号



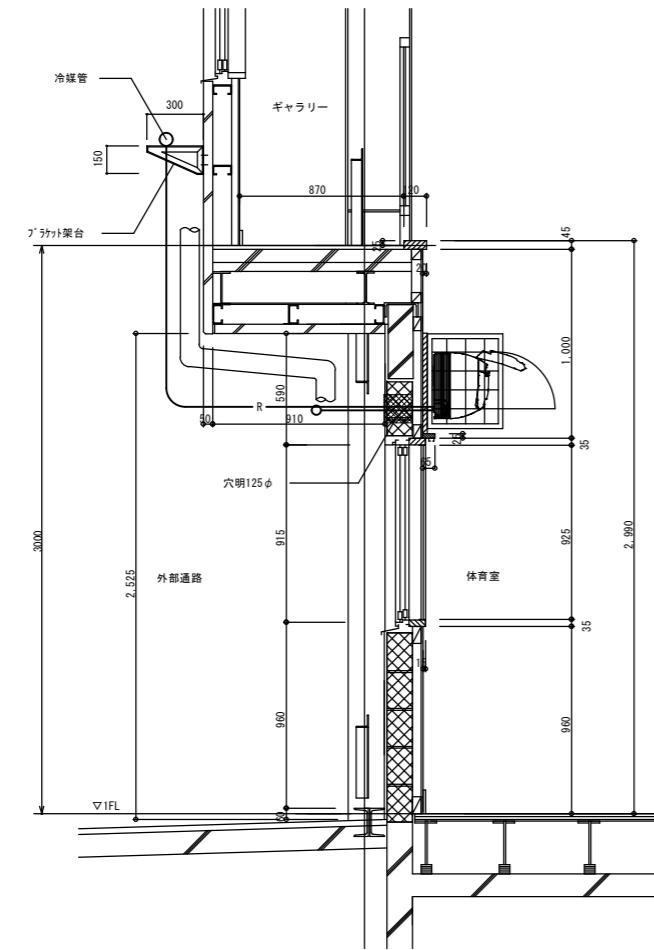
凡 例			
記 号	名 称	仕 様	備 考
—・	制御連絡配線 (GHP)	EM-C E E 1. 25口-2C (冷媒管共巻) (室外機と室内機間の渡り配線)	
—・	リモコン用連絡配線	EM-C E E 1. 25口-2C (室内機とリモコン間の渡り配線)	配管は、電気設備工事

*リモコン用連絡配線の室内機間の渡り配線は、冷媒管共巻とし設備工事とする。

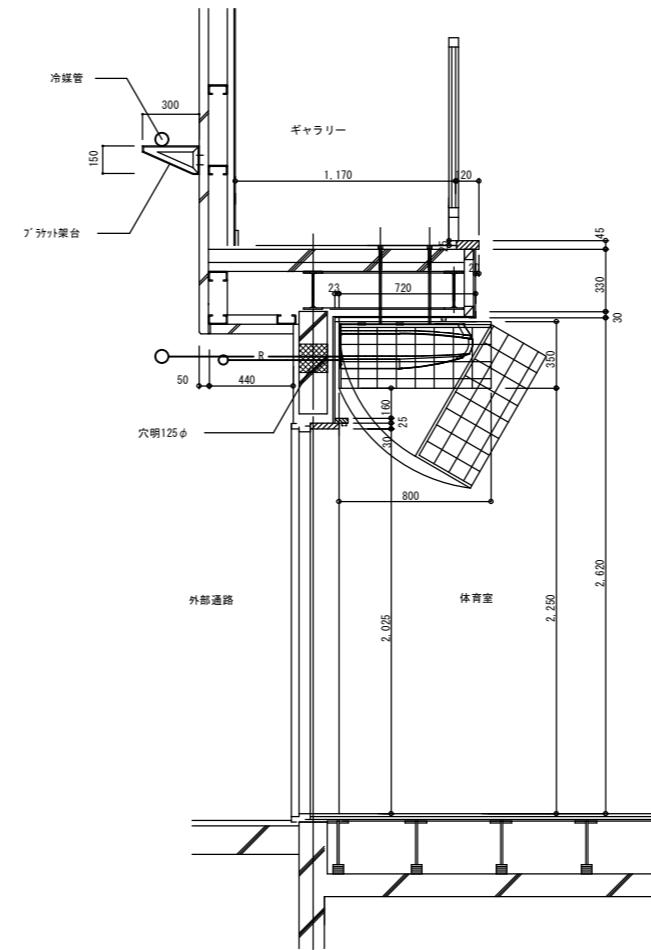
【特記事項】

- 1) 室外機用コンクリート基礎及びコンクリートは、建築工事とする。
 - 2) 室内機用防球ガードは、建築工事。配管用防球ガードは、設備工事とする。
- は、浸透樹 A 200φ × 500H を示す。
- は、新規穴あけを示す。

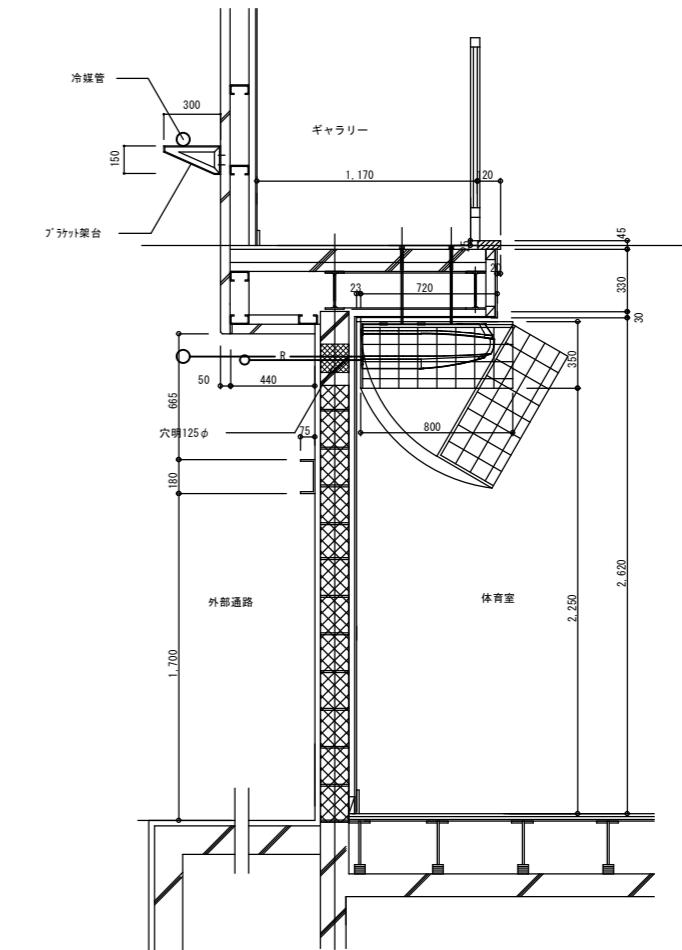
工事名	日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事	
図番	M-09	図名 空調設備 1階平面図
作図 訂正 令和年月日	日野市 総務部 建築営繕課	設計 (有) ユー企画建築設計事務所
		一級建築士第20149号 長谷川 美



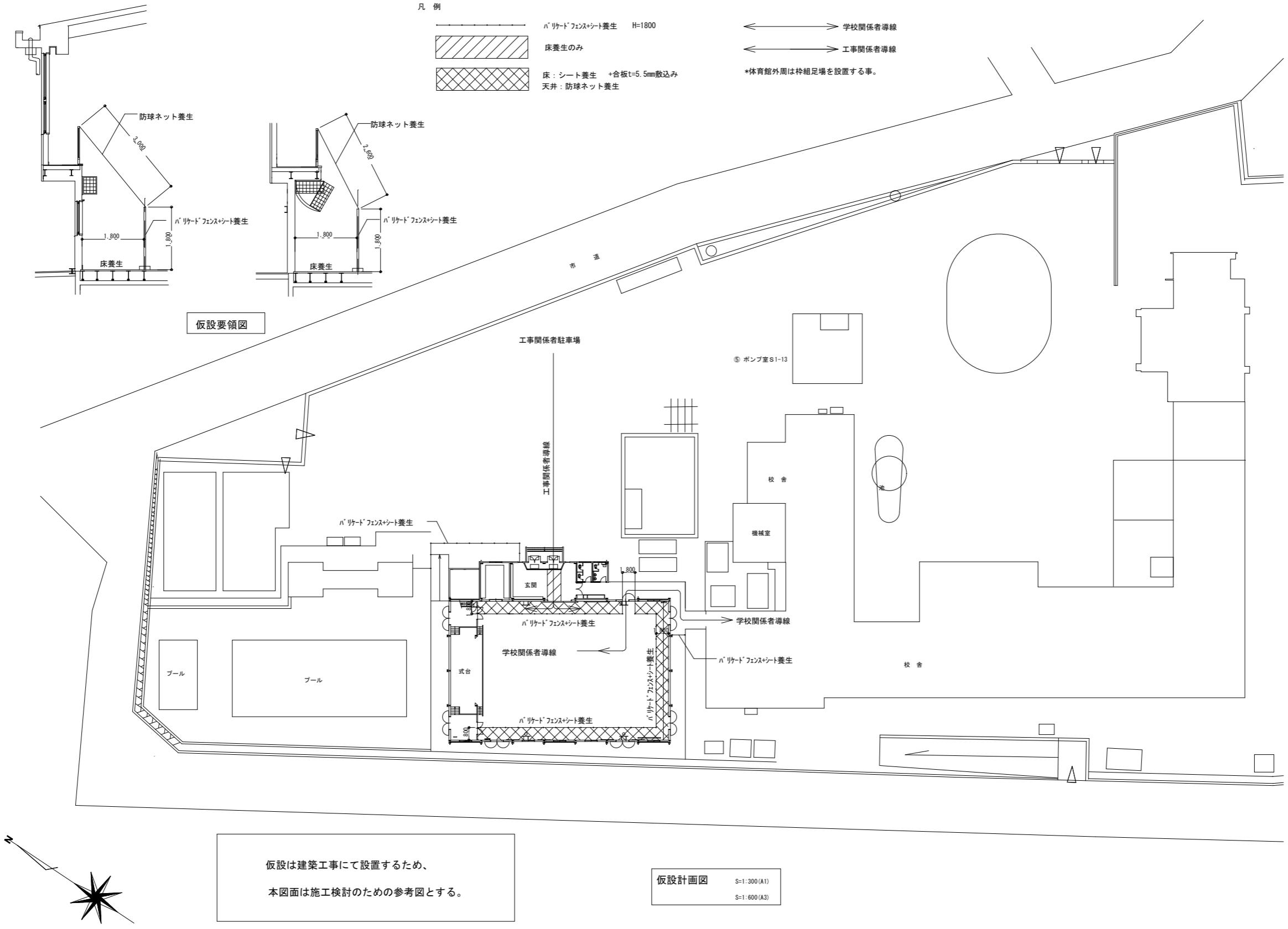
壁掛タイプ S=1/20



ギャラリー軒天吊タイプ S=1/20



工事名	日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-10	図名	空調設備 断面図
作成 令和 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課	訂正 令和 年月日	設計 (有)ユ一企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川秀



工事名	日野市立東光寺小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事		
図番	M-11	図名	仮設計画図(参考)
作図 令和 年 月 日	監理 日野市総務部建築課		
訂正 令和 年 月 日			
	設計 (有) ユ一企画建築設計事務所	監修 (有) 長谷川	一級建築士第20405号